

有機 JAS 認証実施規程

令和 6 年 3 月 27 日制定
一般社団法人 日本農林規格協会

(趣旨)

第 1 条

一般社団法人日本農林規格協会（以下「JAS 協会」）は、将来の農林水産物・食品の輸出拡大に向けたステップとして、有機 JAS 認証を効率的に活用できるよう、有機 JAS 認証取得や有機 JAS 資材リスト（登録認証機関等が農林水産省に届出を行ったうえで有機農産物の JAS の適合性に係る評価を行い、適合資材としたものを掲載したリストをいう。以下同じ。）への登録をモデル的に支援するとともに、有機 JAS 認証申請のオンライン化の実証を行うもの（以下「有機 JAS 普及対策事業」）とする。

なお、本事業は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林水産省令第 18 号。以下「交付規則」）、農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業補助金交付等要綱（令和 5 年 11 月 29 日付け 5 輸国第 3222 号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」）及び JAS・JFS の普及対策事業実施要領（令和 5 年 11 月 29 日付 5 新食第 2108 号農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）通知。以下「実施要領」）に定めるもののほか、本規程の定めるところにより実施する。

(目的)

第 2 条

この規程は、実施要領第 7 に基づき、JAS 協会が行う有機 JAS 普及対策事業の手続き等を定め、もってその業務の適正かつ確実な処理を図ることを目的とする。

(有機 JAS 支援対象事業者)

第 3 条

事業ア～ウの有機 JAS 支援対象事業者は、各項および（1）から（9）までの全てに該当する者とする。

ア 有機 JAS 認証取得支援対策事業

- ・有機食品の売り先を確保している者又は地域レベルで効率的に有機 JAS の取組をグループ単位で進めている者であって令和 3 年 10 月 1 日から運用を開始した有機 JAS に係る運用改善策（以下「運用改善策」）を導入等している者（有機藻類においてリモート調査を導入等している者を含む。）。

イ 有機 JAS 資材リスト登録支援事業

有機 JAS 資材リストへの登録を検討している者。

ウ 有機 JAS 認証申請のオンライン化支援事業

有機 JAS の認証を行う登録認証機関のうち、効率的な認証を行うため、令和 4 年度補正事業・有機 JAS の普及対策事業におけるオンライン化の方向性の検討結果に従い有機 JAS 認証申請のオンライン化を検討している者。

- (1) 事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- (2) 有機 JAS 認証取得、有機 JAS 資材リストの登録、有機 JAS 認証申請のオンライン化等（以下「有機 JAS 認証取得等」）に係る経費の発生及び支払いは交付決定後であることに同意していること。
- (3) 本規程を順守し、実績報告をはじめ補助金額の確定のために必要な書類等について、速やかに提出することに同意していること。
- (4) JAS 協会から求める調査に協力することに同意していること。
- (5) JAS 協会から求められた場合には、直ちに有機 JAS 認証取得等に関する情報を提供し、JAS 協会が当該情報について交付等要綱別表 2 に定める事業実施計画調整者への提供を行うことに同意していること。
- (6) 申請書類等に虚偽や不正等が判明した場合は、補助金を返還することに同意していること。
- (7) 地元自治体、農林水産省又は他省庁等から、本事業に係る補助金交付を受けていないこと。ただし、他の事業へ申請を行っている場合においては、当該他の事業の補助金交付決定者として選定された際に、有機 JAS 普及対策事業への応募等取り下げの届け出をすることに同意していること。
- (8) 会計手続を適正に行い得る体制を有していること。
- (9) 法人等（個人、法人及び団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

（補助金の額等）

第 4 条

- 1 JAS 協会は、前条の要件を満たす事業者（以下「有機 JAS 支援対象事業者」）に対して、有機 JAS 認証取得等に係る実績報告のあった経費（消費税を除く。）であって、補助金の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

- 2 補助対象経費の区分及びこれに対する補助率は、以下のとおりとする。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア 有機 JAS 認証取得支援対策事業

区分	補助対象経費	補助率等
有機 JAS 新規認証取得に係る経費	講習会等の受講料、認証申請料、書類審査費、実地検査費（検査旅費を含む。）、検査報告書作成費、判定費等	二分の一以内 上限 20 万円
有機 JAS 継続認証に係る経費	継続申請料、書類審査費、実地検査費（検査旅費を含む。）、検査報告書作成費、判定費等	二分の一以内 上限 15 万円

イ 有機 JAS 資材リスト登録支援事業

区分	補助対象経費	補助率
有機 JAS 資材リストへの登録に係る経費	講習会等の受講料、登録申請料、書類審査費、実地検査費（検査旅費を含む。）、検査報告書作成費、判定費等	二分の一以内 上限 15 万円

ウ 有機 JAS 認証申請のオンライン化支援事業

区分	補助対象経費	補助率
有機 JAS 認証申請のオンライン化に係る経費	有機 JAS 認証申請オンライン化のためのシステム開発に係る経費（外注費、ソフトウェア利用料、サーバー使用料等）、初期登録・環境構築に要する費用、システム運用に係る職員教育費等	二分の一以内 上限 100 万円

（補助対象経費とならない経費）

第5条

次の経費は、補助対象経費とはならない。

- (1) 補助金の交付決定前に発生した経費。
- (2) その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費。

（支援対象事業者の公募及び交付申請の手続）

第6条

- 1 JAS 協会は、本事業の実施にあたって、有機 JAS 支援対象事業者を公募するものとする。
- 2 有機 JAS 支援対象事業者になることを希望する者（以下「応募者」）は、JAS 協会が別に定める日までに、交付申請書を第3条アの応募にあつては別記様式第1-1号、同

条イの応募にあっては別記様式第1-2号、同条ウの応募にあっては別記様式第1-3号により作成しJAS協会に提出する。

- 3 JAS協会は、応募者から交付申請書の提出があったときは、JAS協会に交付申請書が到着した日を到着日とし受付を行うものとする。
- 4 JAS協会は、有機JAS制度に係る専門的な知見を有する者から構成されている審査委員会を設置し、応募者が第3条の要件に合致するか、応募者から提出された交付申請書および添付書類が適切であるか等について、別紙1「選考基準」に基づき書面審査を行うものとする。評点の高い応募者から順に採択順位を定める。なお、評点と同じ応募者が複数存在する場合、無作為にて採択順位を定める。JAS協会は、応募者が、有機JAS支援対象事業者として適当であると認めるときは、有機JAS支援対象事業者として予算の範囲内で採択するものとする。
- 5 JAS協会は、前項の審査の結果採択した場合は、応募者に対しその旨を通知するものとし補助金の交付決定を行うものとする。
- 6 JAS協会は、前項の交付決定に際して、必要な条件を付することができる。
- 7 JAS協会は、第4項の審査の結果、有機JAS支援対象事業者として採択しないときは、その旨を応募者に通知するものとする。
- 8 応募者及び有機JAS支援対象事業者は、申請を取下げようとするときは、速やかにその旨を記載した取り下げ書をJAS協会に提出しなければならない。

(事業実施計画の(変更)承認等の手続)

第7条

- 1 有機JAS支援対象事業者は、第6条第5項による通知を受けた後に、当該通知のもととなった交付申請内容の変更を行う場合は、軽微な変更を除き(変更、中止・廃止)承認申請書を別記様式第2号により作成の上、JAS協会に提出し、JAS協会により次項の流れによる承認を受けなければならない。
- 2 JAS協会は、前項による申請があったときは、速やかに当該申請に係る書類を審査し、その内容が適当と認めるときは、これを承認するものとする。
- 3 前項の場合において、補助金の交付決定額の変更を伴うときは、予算の範囲内で当該変更を決定するものとする。
- 4 JAS協会は、第2項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(事業実施状況の報告)

第8条

JAS協会は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、有機JAS支援対象事業者に対して遂行状況について報告を求めることができるものとする。

(実績報告の手続)

第9条

第6条第5項の通知を受けた者は、有機 JAS 認証等を取得し、事業が完了次第、実績報告兼請求書を第3条アの支援対象事業者にあつては別記様式第3-1号、同条イの支援対象事業者にあつては別記様式第3-2号、同条ウの支援対象事業者にあつては別記様式第3-3号により作成し、必要書類を添えて速やかに JAS 協会に報告しなければならない。最終提出期限は、令和7年2月10日とする。

(補助金の額の確定等の手続)

第10条

- 1 JAS 協会は、前条による実績報告があつたときは、JAS 協会に実績報告兼請求書が到着した日を到着日として、受付を行うものとする。
- 2 JAS 協会は、有機 JAS 制度に係る専門的な知見を有する者から構成される交付額決定委員会を設置し、実績報告の書類の審査及び必要に応じて実地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに JAS 協会が別に定める様式により、その旨を有機 JAS 支援対象事業者に通知するものとする。

(補助金の支払の手続)

第11条

- 1 JAS 協会は、前条により確定した交付すべき補助金を速やかに有機 JAS 支援対象事業者に支払うものとする。
- 2 JAS 協会は、前項により有機 JAS 支援対象事業者へ補助金の支払いをするときは、有機 JAS 支援対象事業者が提出した実績報告兼請求書に記載された補助金振込先に振り込むものとする。

(額の再確定)

第12条

- 1 支援対象事業者は、第10条による額の確定に係る通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険金その他の補助対象経費に係る収入があつたこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、JAS 協会に対し当該経費を減額して作成した実績報告兼請求書を第9条に準じて提出しなければならない。
- 2 JAS 協会は、前項に基づき実績報告兼請求書の提出を受けた場合は、第10条第2項に準じて改めて額の確定を行うものとする。

- 3 JAS 協会は、支援対象事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 4 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日（地方公共団体において当該補助金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難しい場合は90日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金をJAS協会に納付させることができる。

(交付決定の取り消し等の手続)

第13条

- 1 JAS 協会は、第7条による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第6条第5項による交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。
 - (1) 偽りその他不正の手段により、有機JAS支援対象事業者としての決定を受けたことが判明したとき
 - (2) 第3条に掲げる有機JAS支援対象事業者の要件のいずれかを欠いたとき
 - (3) 有機JAS支援対象事業者が、本規程に基づくJAS協会の処分又は指示に従わないとき
 - (4) 有機JAS支援対象事業者が、補助事業の実施に関し法令に違反した場合
 - (5) 有機JAS支援対象事業者が、補助金を有機JAS認証取得等に係る経費以外の用途に使用したとき
 - (6) 有機JAS支援対象事業者が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適切な行為をしたとき
 - (7) 交付決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき
- 2 JAS 協会は、前項により交付決定の取消し又は変更を行ったときは、速やかに、当該取消し又は変更をした者にその旨を通知する。
- 3 JAS 協会は、前項による取消し又は変更をした場合において、既に当該取消し又は変更に係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を有機JAS支援対象事業者に命ずるものとする。
- 4 JAS 協会は、取消し又は変更をした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期限に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 5 第2項の補助金の返還の命令を受けた者は、返還期限までに補助金の返還を行わなければならない。

- 6 第3項の補助金の返還及び第4項の加算金の納付については、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、JAS協会は未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金をJAS協会に納付させることができる。

(補助金の経理)

第14条

- 1 有機JAS支援対象事業者は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 有機JAS支援対象事業者は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管し、JAS協会の要求があったときは、いつでも閲覧に供することができるよう保存しておかなければならない。
- 3 有機JAS支援対象事業者は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前2項に規定する帳簿等に加え、別記様式第4号による財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。
- 4 前3項に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(JAS協会による調査)

第15条

- 1 JAS協会は、補助対象事業の適切な遂行を確保するため必要があると認めるときは、第6条第5項により補助金の交付決定通知を受けた有機JAS支援対象事業者に対し、補助対象事業に関する報告を求め、若しくは帳簿を調査し、又は有機JAS支援対象事業者の従業者その他の関係者に対し、質問をすることができる。
- 2 有機JAS支援対象事業者は、前項による報告の聴取及び帳簿の調査を求められたときは、これに応じなければならないが、並びに同項による関係者への質問を妨げてはならない。

(補助金の返還)

第16条

JAS協会は、事業終了後において、補助金の交付を受けた者から補助金の返還があった場合には、速やかに農林水産大臣に報告し、農林水産大臣の指示に従うものとする。

(個人情報保護等に係る対応)

第17条

- 1 JAS 協会及びその他この事業に関与する者は、本事業を通じ応募者等に関して得た情報は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従って取り扱うものとする。
- 2 JAS 協会及びその他この事業に関与する者は、本事業の実施にあたって申請に関する一切の個人情報を、当該情報の提供者から了解を得ることなく、国以外の第三者に漏洩し又は交付等要綱第3条の目的以外の目的に利用してはならない。

（財産の管理等）

第18条

- 1 有機 JAS 認証申請のオンライン化支援事業にかかる有機 JAS 支援対象事業者は、補助対象経費（補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

（その他必要な事項）

第19条

- 1 有機 JAS 支援対象事業者は、適正化法、適正化法施行令、交付規則、交付等要綱及び本規程に従うこと。
- 2 有機 JAS 認証申請のオンライン化支援事業に係る有機 JAS 支援対象事業者は以下の条件に従うこと。ただし、第3号及び第4号は地方公共団体には適用しない。
 - (1) 本事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち1件当たりの取得価格50万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」）に定められている耐用年数に相当する期間においては、JAS 協会の承認を受けないで、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
 - (2) 前号による JAS 協会の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を JAS 協会に納付させることがあること。
 - (3) 本事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならないこと。ただし、本事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
 - (4) 有機 JAS 支援対象事業者は、前号により契約をしようとする場合は、入札等に参加しようとする者に対し、別記様式第5号による契約に係る指名停止等に関する申

立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならないこと。

- 3 JAS 協会は、地方公共団体である有機 JAS 支援対象事業者に補助金を交付するときは、当該事業者に対し、補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第 6 号による補助金調書を作成しておくべきことを条件として付すものとする。
- 4 JAS 協会は、支援対象事業者が補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を充分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導するものとする。
- 5 JAS 協会は、第 2 項第 1 号により承認をしようとする場合は、あらかじめ農林水産大臣の承認を受けてから承認を与えなければならない。
- 6 JAS 協会は、第 2 項第 2 号により支援対象事業者から納付を受けた額の国庫補助金相当額を国に納付しなければならない。
- 7 第 2 項及び前項の規定にかかわらず、前項の規定その他の国庫納付に関する規定に基づき、取得財産等の取得価格の国庫補助金相当額の全部を国に納付したと認められる場合は、第 2 項及び前項の規定は当該取得財産等については適用しない。
- 8 本規程に定めるもののほか、本規程の施行に関し必要な事項は、JAS 協会が別に定める。
- 9 JAS 協会は、交付等要綱の目的を達成するために、農林水産大臣から JAS 協会の事業の手續等について見直しを求められた場合には、この実施規程及び前項に定める施行に関し必要な事項について、所要の見直しを図るものとする。
- 10 JAS 協会は、交付等要綱第 3 条に定める交付の目的を達成するために、運用改善策の効果の実証のための調査等を行うことができる。
- 11 有機 JAS 支援対象事業者は本規程に定めること以外について、交付等要綱第 32 条に定められている条件を満たす必要があるものとする。
- 12 JAS 協会は、第 10 条第 2 項、第 4 項および第 12 条第 2 項に基づく通知をおこない、かつ第 11 条第 2 項に基づく支払いが完了したときには、完了の日から起算して 30 日以内、または令和 7 年 4 月 10 日のいずれか早い日までに、別記様式第 7 号による実績報告書を農林水産省大臣官房総括審議官へ提出するものとする。

附則

- 1 この規程は、令和 6 年 3 月 27 日から施行する。

ア 有機JAS認証取得支援対策事業

審査項目	審査項目の詳細	加点
1. 過去の補助事業の交付	JAS 協会が行った令和 3 年度補正予算・有機 JAS 認証支援に向けたモデル実証事業および令和 4 年度補正予算・有機 JAS の普及対策事業のいずれの補助も受けていない者であって、2. 又は 3. の加点を受ける者。	・ 5 点
2. 運用改善策の導入 【サンプリング調査】	・ 令和 3 年 10 月以降に導入したことがある者。 ・ 補助申請する有機 JAS 実地調査で、導入する見込みがある者。	・ 6 点 ・ 3 点
3. 運用改善策の導入 【リモート調査】	・ 令和 3 年 10 月以降に導入したことがある者。 ・ 補助申請する有機 JAS 実地調査で、導入する見込みがある者。	・ 4 点 ・ 2 点
4. 運用改善策の導入 【資材リストの使用】	・ 令和 3 年 10 月以降に導入したことがある者。 ・ 導入する見込みがある者。	・ 2 点 ・ 1 点
5. 「輸出促進法」の認定	農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第 57 号）第 37 条の規定に基づく輸出事業計画の認定を受けている者。	3 点

イ 有機JAS資材リスト登録支援事業

審査項目	審査項目の詳細	加点
1. 販売先の確保	有機 JAS 認証事業者へ登録予定資材の売り先を確保(すでに販売先がある、または計画があり商談中である)している者。	5 点
2. 事業の波及効果	登録予定の資材数。	登録予定の資材数に応じ 1 点ずつ加点
3. 事業の継続性	資金収支および財政状態から、継続して事業をできると見込まれる者。	5 点
4. 運営の公開性・ 透明性	運営の公開性・透明性が高く、事業の推進体制が確立していることと見込まれる者。	・ 特に見込まれる 5 点 ・ 見込まれる 3 点

* 審査項目 3 および 4 のいずれかにおいて加点できないと判断を受けた場合は、採択しないものとする。

ウ 有機 JAS 認証申請のオンライン化支援事業

審査項目	審査項目の詳細	加点
1. 有機事業者の負担軽減 度合	有機事業者の有機 JAS 認証申請の負担軽減に繋がるものであること。	・特に見込まれる 5 点 ・見込まれる 3 点
2. 事業の継続性	JAS 法第 14 条第 2 項に基づく独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「FAMIC」という）による調査において、JAS 法第 16 条第 1 項第 1 号「ISO/IEC 17065 4.3.1 債務及び財務」について指摘状況から、継続して事業をできると見込まれること。	・特に見込まれる 5 点 ・見込まれる 3 点
3. 運営の公開性・透明性	JAS 法第 14 条第 2 項に基づく FAMIC による調査において、JAS 法第 23 条「財務諸表等の備付け及び閲覧等」、施行規則第 49 条第 1 項～第 6 項「認証事業者の認証等に係る公表に関する基準」について指摘状況から、運営の公開性・透明性が高く事業の推進体制が確立していると見込まれること。	・特に見込まれる 5 点 ・見込まれる 3 点

* 審査項目 2 および 3 のいずれかにおいて加点できないと判断を受けた場合は、採択しないものとする。